

よくわかる！

遺言と民事信託セミナー

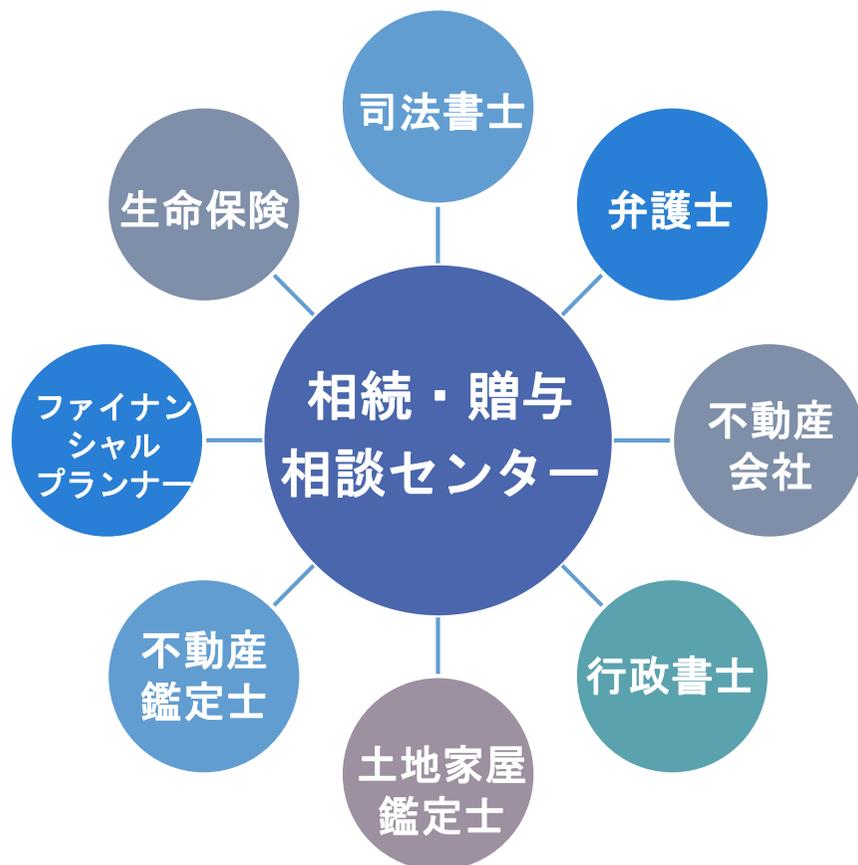


アイリス税理士法人

社会保険労務士玉上事務所
玉上 信明（たまがみ のぶあき）

相続・贈与相談センターのご紹介

アイリス税理士法人は相続・贈与相談センター 赤坂支部を運営しております



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1**
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、**税法・不動産・保険等、
相続・贈与に関するワンストップサービスが受けられます。**

自己紹介

1950年 大阪府高槻市に生まれる

1974年 京都大学法学部卒業

同年 住友信託銀行(現三井住友信託銀行)入社

2015年 同社65歳定年退職・社会保険労務士開業

最近の主なセミナー等

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」(2019年6月:全国産業資源循環連合会(産業廃棄物処理業の全国組織)定時総会講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」(2020年5月:リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)



- ① 成年後見制度と遺言
- ② 認知症対策としての民事信託
- ③ 民事信託の活用事例
- ④ 民事信託の諸費用

1

成年後見制度と遺言

1. 成年後見制度と遺言

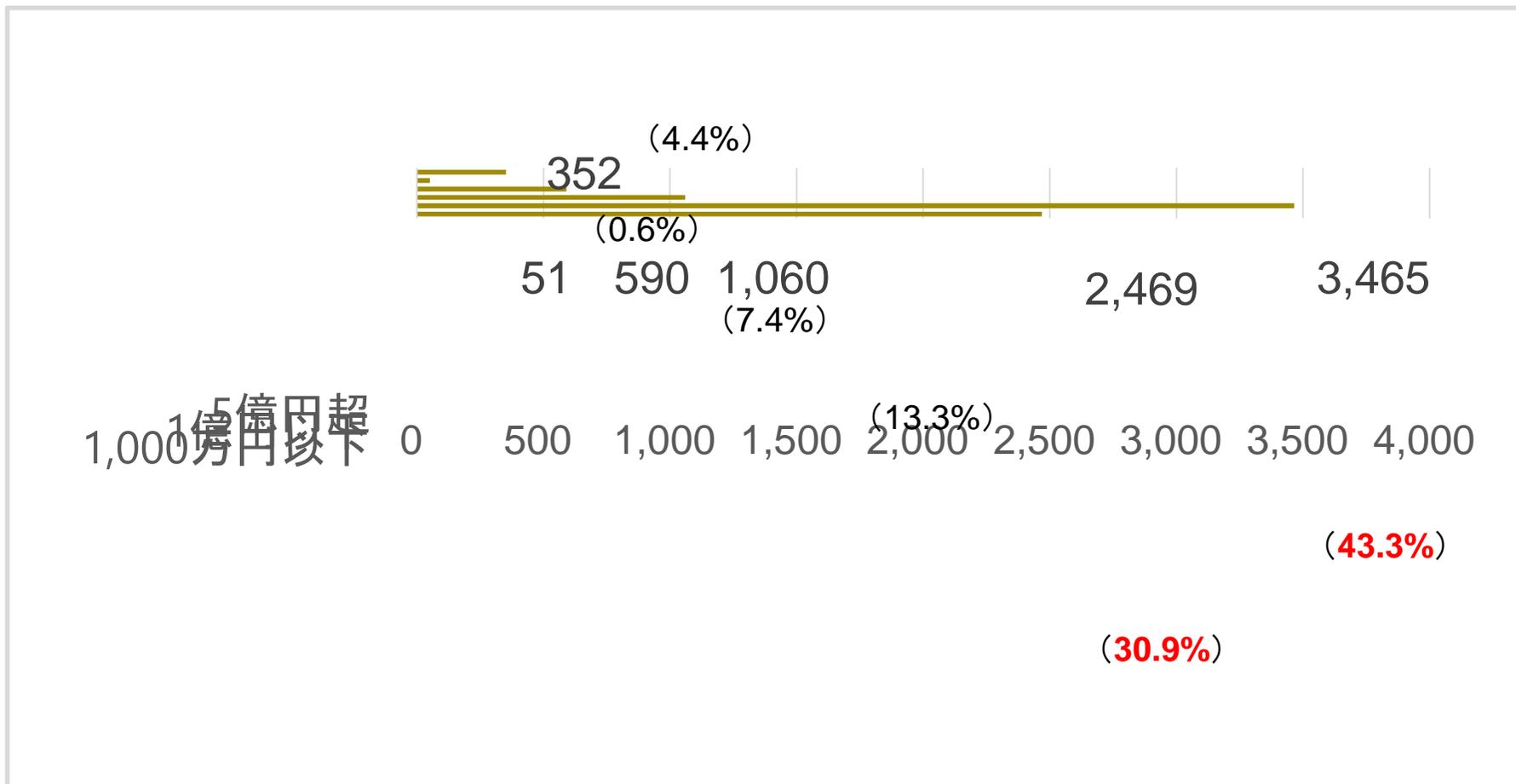
Q これは何の数字でしょうか？

74.2%

1. 成年後見制度と遺言

A

遺産分割によるトラブルになっている方のうち、遺産5,000万円以下の方の割合



裁判所 司法統計年報の統計に基づき作成

1. 成年後見制度と遺言

Q これは何の数字でしょうか？

730万人

1. 成年後見制度と遺言

A

2025年の認知症患者数は**約730万人**！ (※推定値)

→ 高齢者の**約20%**



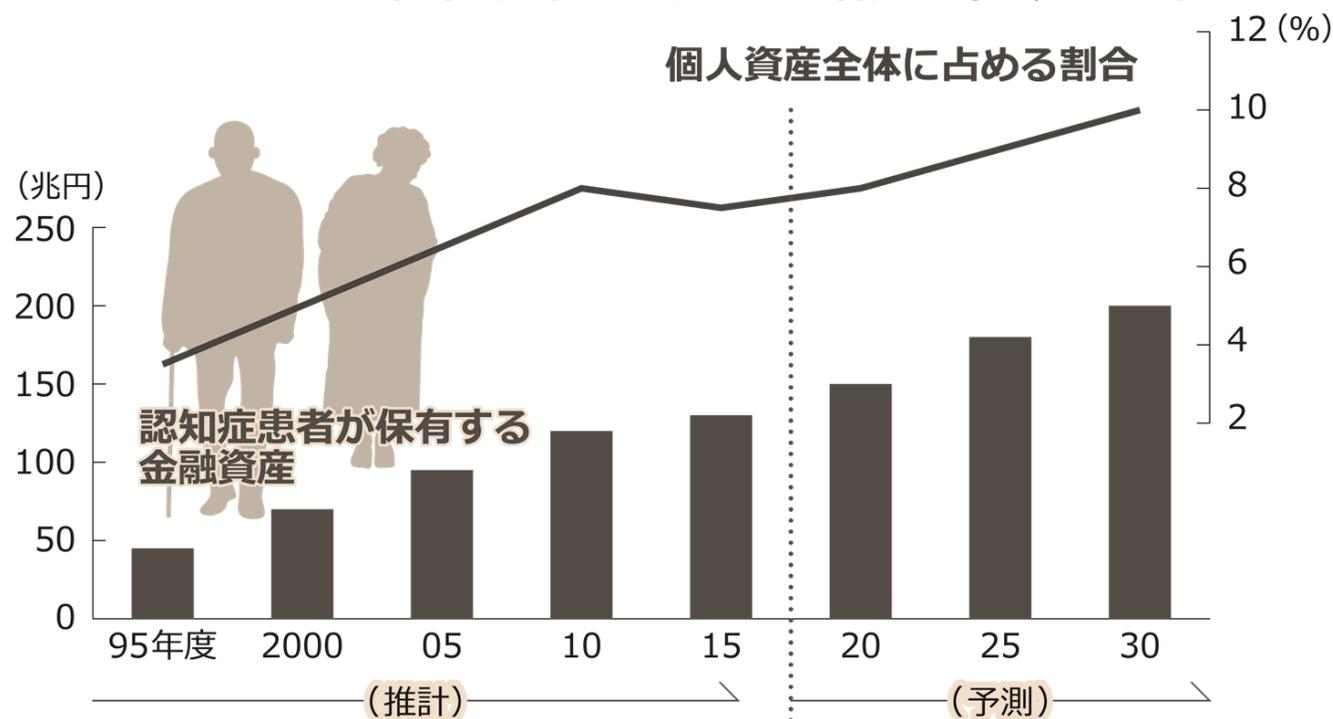
出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要（厚生労働省）

1. 成年後見制度と遺言

2030年には、認知症により200兆円規模の金融資産が凍結する可能性があるといわれています。

資産の凍結を防ぐためにも、**専門家による対策**が急務です。

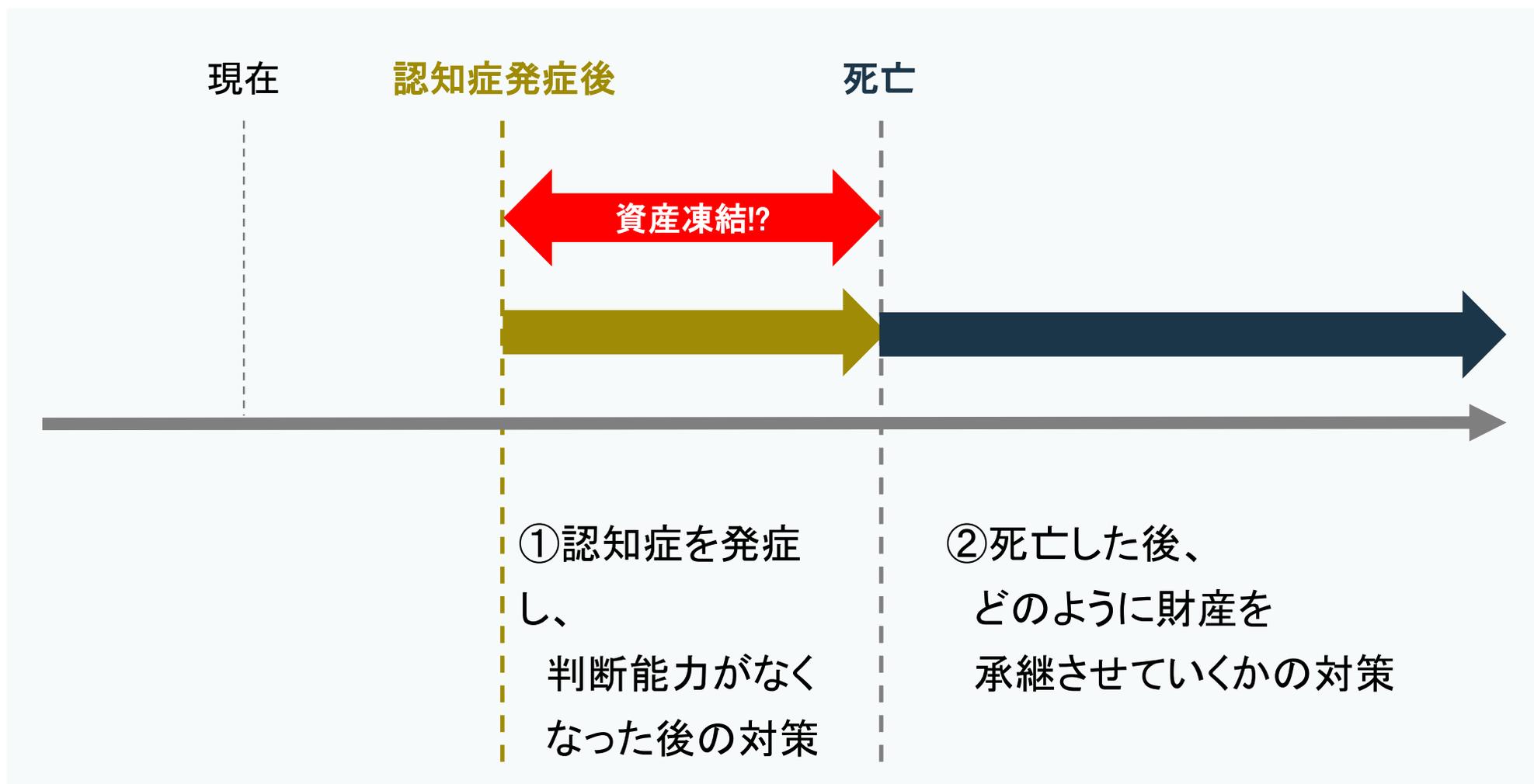
認知症患者が保有する金融資産が増加を続けている



『日本経済新聞』2018年8月26日1面「認知症患者の資産が200兆円に」より抜粋

1. 成年後見制度と遺言

認知症の対策には、
「認知症発症後」と「亡くなった後」の2種類の対策が必要です。



1. 成年後見制度と遺言

①認知症を発症し、判断能力がなくなった場合は…

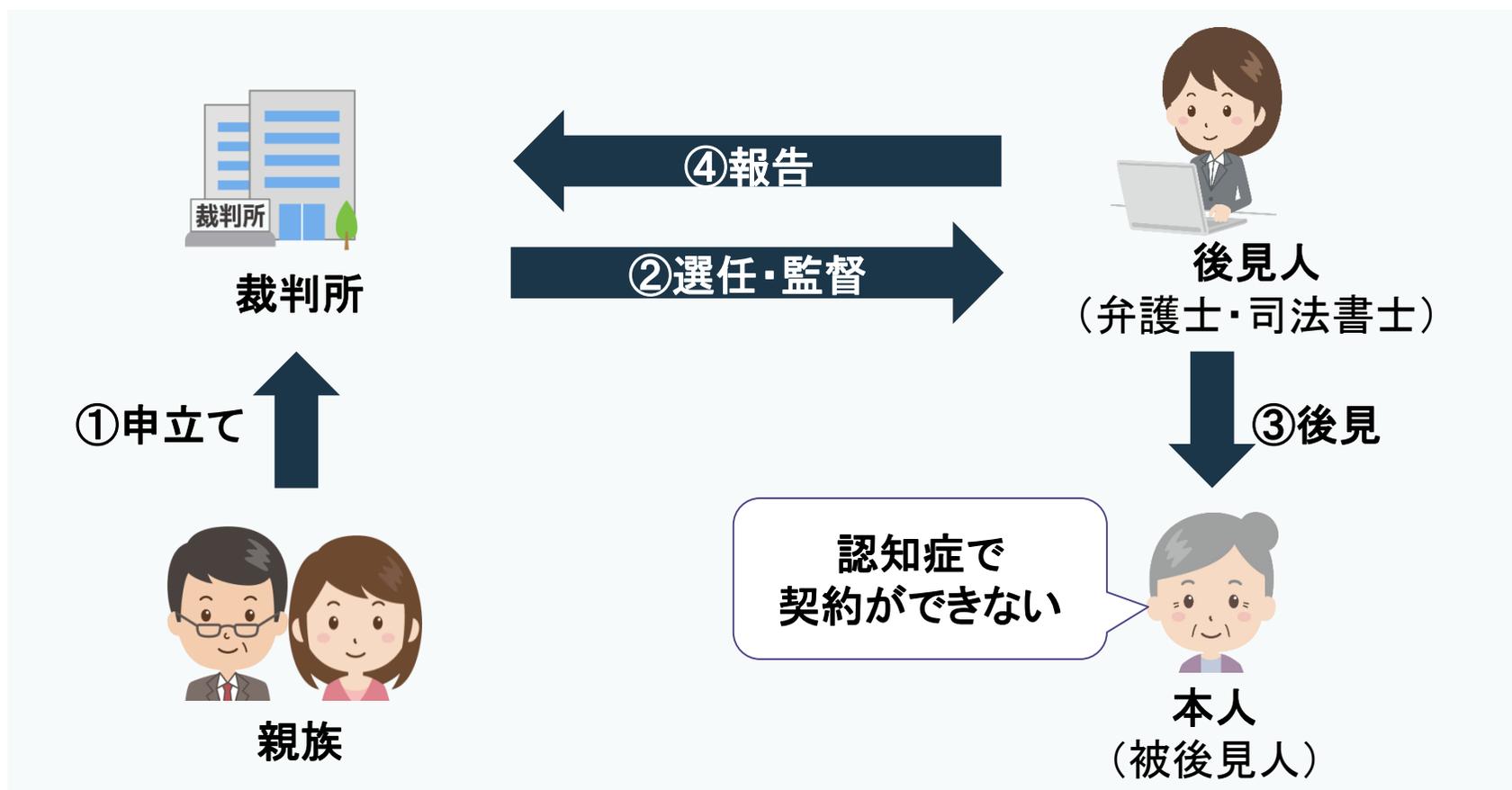


「成年後見制度」を利用する。

1. 成年後見制度と遺言

成年後見制度とは？

認知症対策の制度として成年後見制度がありますが、この制度を使うと全ての財産が**裁判所の監督**下に置かれてしまいます。



1. 成年後見制度と遺言

②死亡した後、財産について
決めるのは…



「遺言」を利用する。

1. 成年後見制度と遺言

遺言書の種類

遺言書には以下の2種類があります。

公正証書遺言

公証役場にて証人の立会いのもと、作成する遺言

自筆証書遺言

遺言者が自分で作成する遺言

1. 成年後見制度と遺言

遺言公正証書作成件数の推移

年度	全国・遺言公正証書件数(件)
平成17年	69,831
平成18年	72,235
平成19年	74,160
平成20年	76,436
平成21年	77,878
平成22年	81,984
平成23年	78,754
平成24年	88,156
平成25年	96,020
平成26年	104,490
平成27年	10,778
平成28年	105,350

日本公証人連合会 平成28年の遺言公正証書作成件数について(2017年03月01日)

1. 成年後見制度と遺言

公正証書遺言と自筆証書遺言の比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
費用	10数万円～	原則費用はかからない
作成方法		1人で可能
場所	公証役場と証人の病院等	どこでも可
適法性リスク	低	高
遺言能力リスク	低	高
未発見リスク	低	高
検認	不要	必要

1. 成年後見制度と遺言

遺言書を作った方がいい人とは？

① 相続人同士の仲が悪い等、もめ事を残したくない人

→どんなに仲の良い家族でも、相続が絡むと争いが起きることがあります。そうなる前に、ご自分で意思を遺しておきましょう。

② 相続権のない人に財産を残したい人 (例：孫、介護などの世話人)

→遺言がないと、相続権がない人に何も遺してあげることができません

1. 成年後見制度と遺言

遺言書を作った方がいい人とは？

3 子供や両親がいない人で配偶者に全財産を送りたい人

→遺言書を作っておかないと、自分のご兄弟が相続人になるため
配偶者の取り分が減り、手続きの負担が増えてしまいます。

4 相続人がだれもいない人

→遺言を残さなければ、最終的には国に没収されます。

1. 認知症になると出来なくなることは？

相続対策・認知症対策の 新しい手法として



民事信託

2

認知症対策としての 民事信託

2. 認知症対策としての民事信託

民事信託とは？

信託契約という契約を締結し、

「**ご家族に財産管理を信じて託す**」制度です。

cf. 投資信託等の金融商品のことではありません。

NHKや民放各社、雑誌等の
メディアでも、民事信託の特集が組まれ注目されています。



2. 認知症対策としての民事信託

Q どうして民事信託が注目されているのか？

A ✓ 活用の幅が非常に広く、
現代社会における多様なニーズに
対応できるため

✓ 今からできる認知症対策として
有効であるため

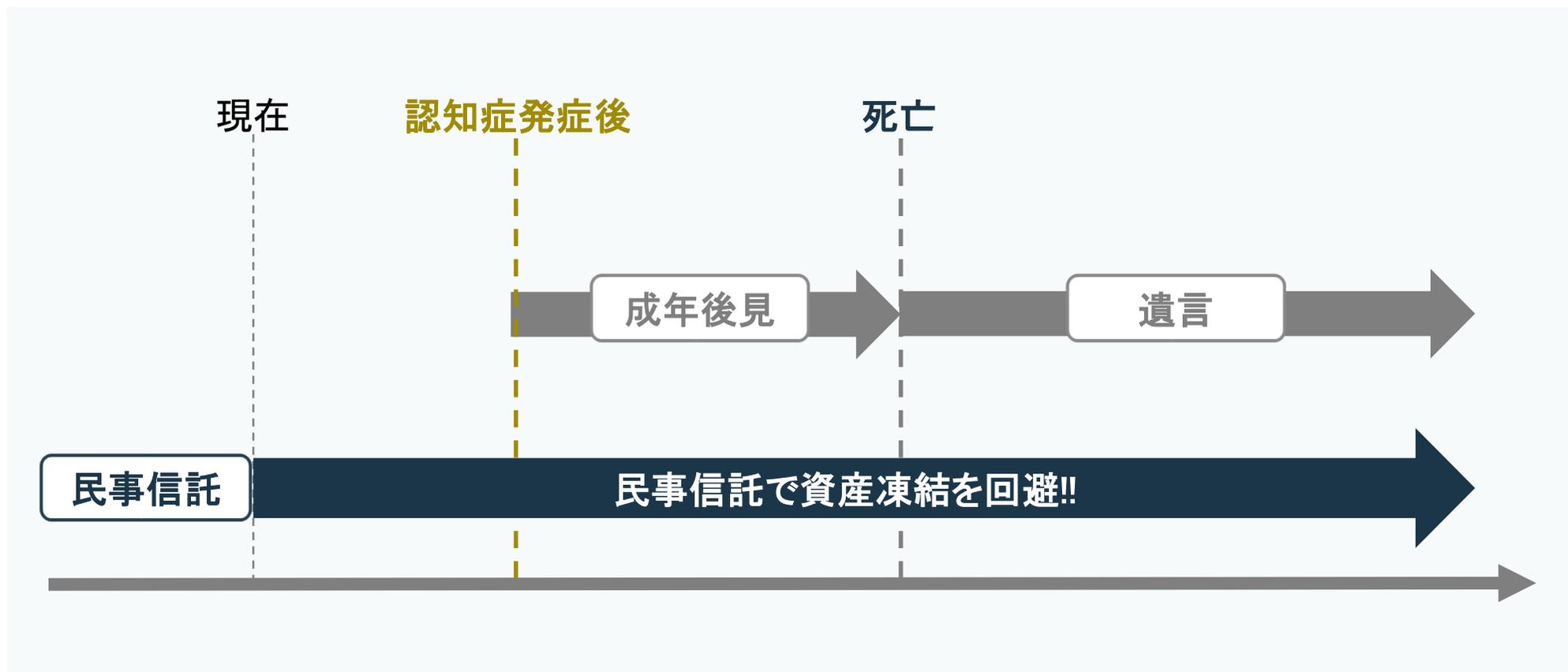
2. 認知症対策としての民事信託

土地の信託登記数は正確に把握できる組成件数といわれています。
ここ数年、この件数は増加し続けていることから、
信託のニーズとマーケットは拡大していることが考えられます。

年度	件数(土地の信託登記)	前年対比の増加率
2014年	3,752件	113%
2015年	4,257件	113%
2016年	4,520件	106%
2017年	7,054件	156%
2018年	8,194件	116%
2019年	10,071件	123%

出典：法務省『登記統計 統計表』<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268726>

2. 認知症対策としての民事信託



民事信託は現在から自らの死後を含め将来にわたり、
財産の活用方法や管理方法を具体的に定めておくことができる。

2. 認知症対策としての民事信託

委託者・受託者・受益者について

母



委託者

自分の財産を
受託者に託す

長男



受託者

委託者より信託された
財産の管理処分を行う

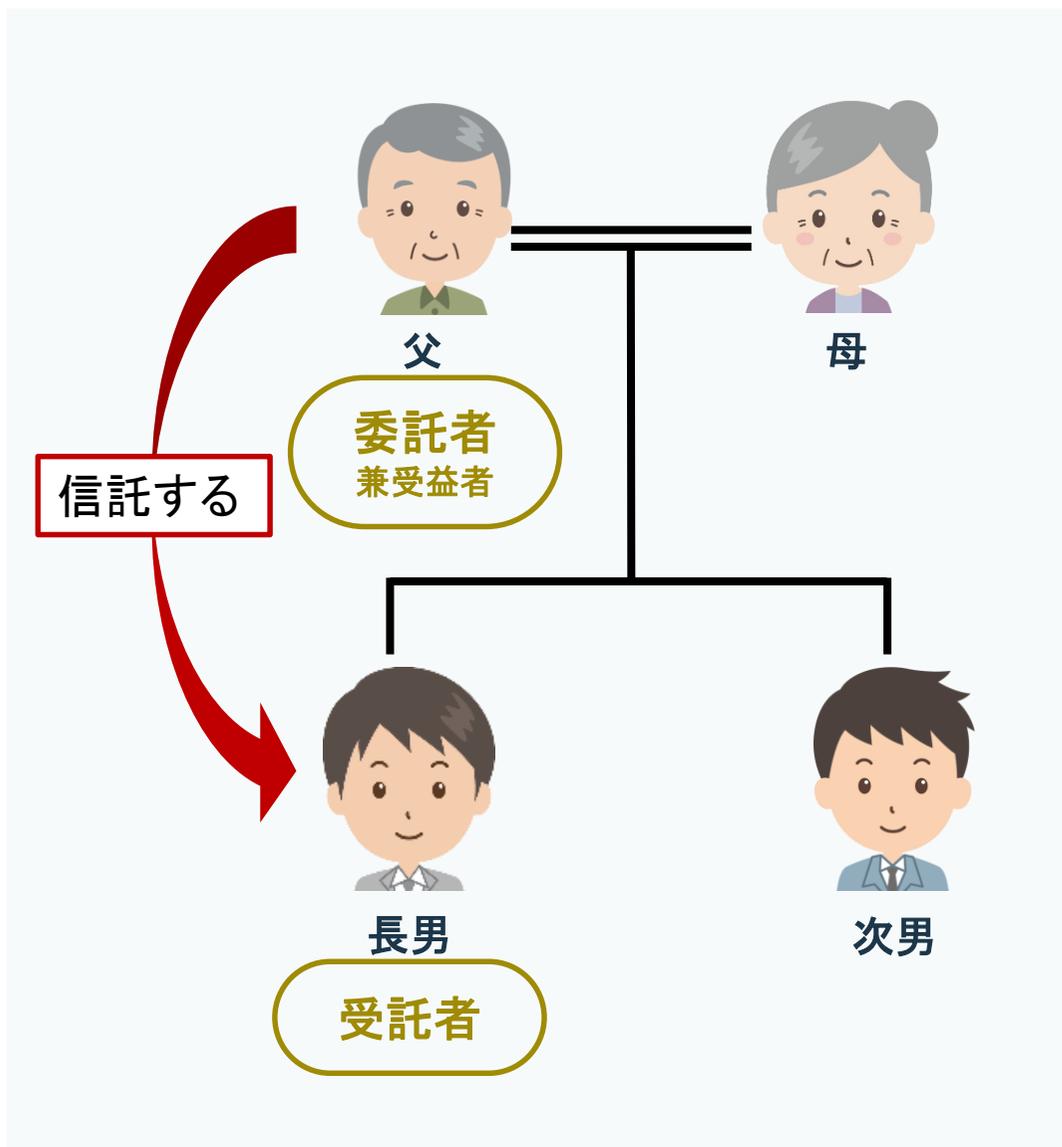
母



受益者

信託における
受益権を有する

2. 認知症対策としての民事信託

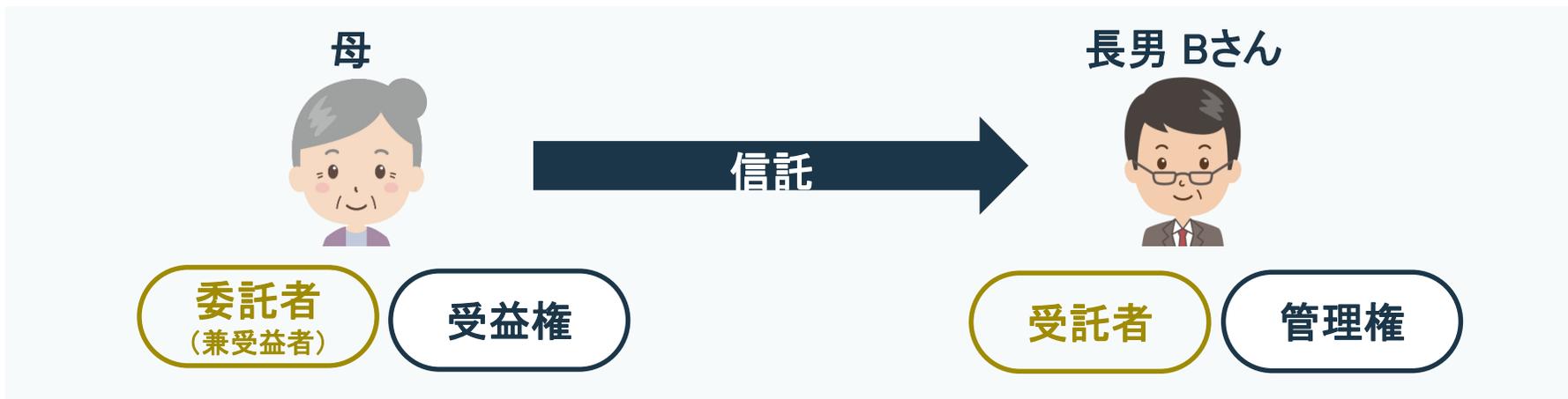


Point

信託した後は、**長男**の判断で管理・運用をしていく。
ただし、利益は受益者である**父**が受ける。

2. 認知症対策としての民事信託

概要まとめ



Point

1. 信託すると財産の名義が変わる
2. 名義が変わっても贈与とは異なり贈与税は発生しない
3. 財産から生じる収益は委託者の所得のまま
4. 財産の管理・処分権は受託者に移る(不動産の売却、賃貸など)
5. 信託できる財産は不動産・金銭(預金)・株式(自社株式、有価証券)
6. 信託契約は判断能力があるうちに締結する

2. 認知症対策としての民事信託

信託契約書サンプル

信託契約書

〇〇〇〇（以下、「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下、「受託者」という。）は、次条記載の信託の目的達成のために、第2条記載の財産を信託財産として管理、運用及び処分することを信託し、受託者はこれを引き受けた。

第1条(本信託の目的)

本信託は、本信託における信託財産（以下、「本信託財産」という。）を**管理、運用及び処分**しその他本信託の目的達成のために必要な行為をして、受益者に対し、健康で文化的な生活を行うのに必要な財産的給付を行い、その生活を支援し、かつ円滑な財産の承継をすることを目的とする。

第2条(信託財産)

本契約により委託者から受託者に信託される財産は、次のとおりである。

(1) 別紙「物件目録」の(1)乃至(3)の土地及び建物

(2) 現金 金〇〇万円

- ・
- ・

3

民事信託の活用事例

3. 民事信託の活用事例

CASE. 1

高齢者不動産オーナーの認知症対策

母親の
介護費用の問題



父



母



長男

相談者

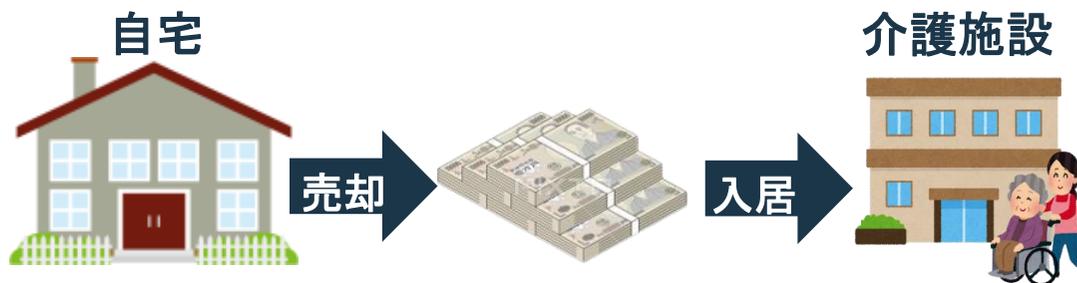


次男

父は3年前に亡くなり、
現在は実家で母が1人暮らし。
長男の私と次男は2人とも独立して子供もいるため都
内にマンションを購入して暮らしている。

母は高齢になってきたものの、大きな病気もなく、今
は問題なく生活が来ているが、**今後は施設に入る
ことがあるかもしれない。**

その場合には、入居金・一時金やその後の利用料で
お金が足りなくなるかもしれないので、**自宅を売却し
て入居金などに充てることを考えている。**



2. 認知症対策としての民事信託

①信託契約時

受託者に金銭・不動産を信託します。



自宅について

登記名義を変更する

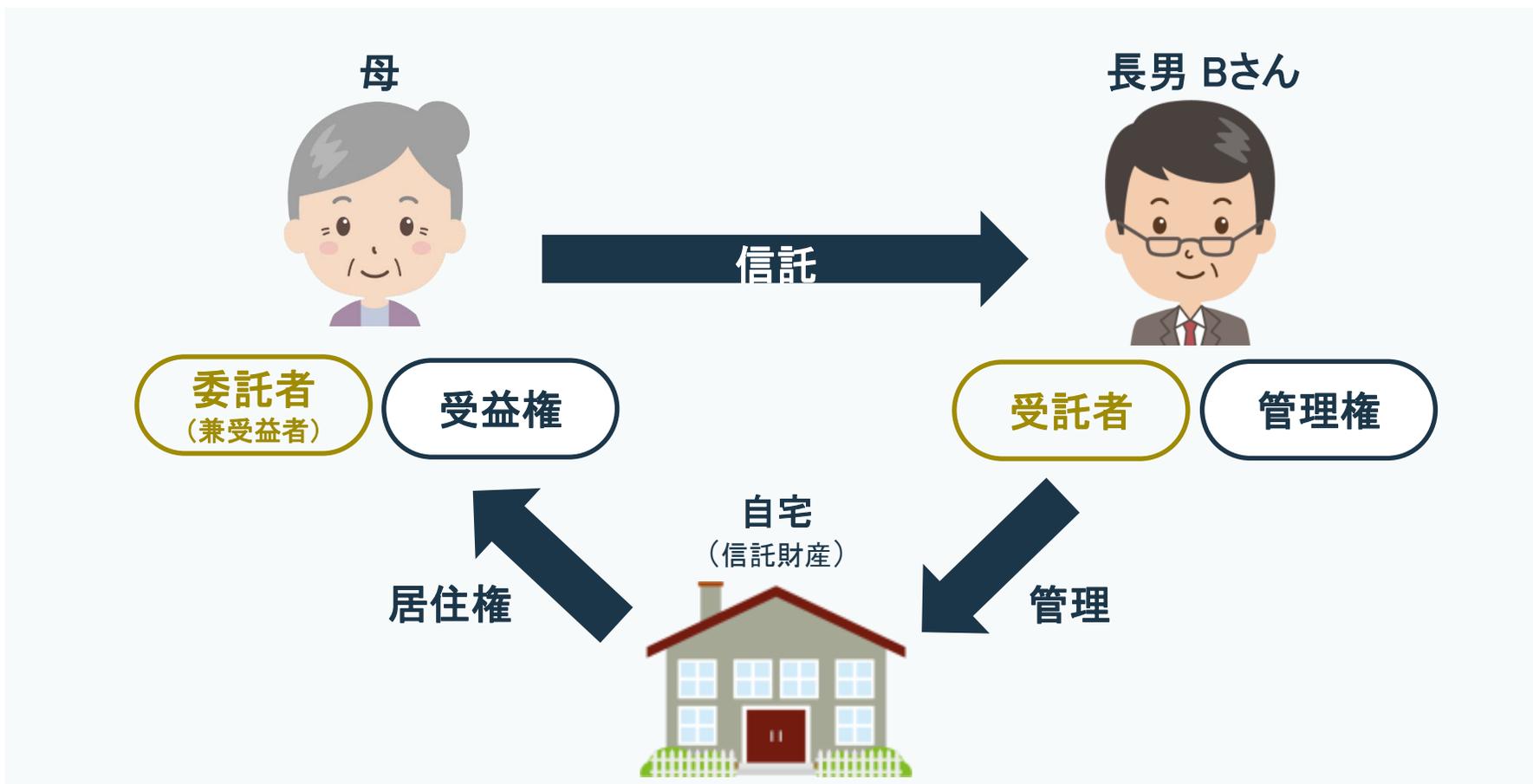
金銭について

受託者名義の信託用の銀行口座を作成する

2. 認知症対策としての民事信託

②信託契約後

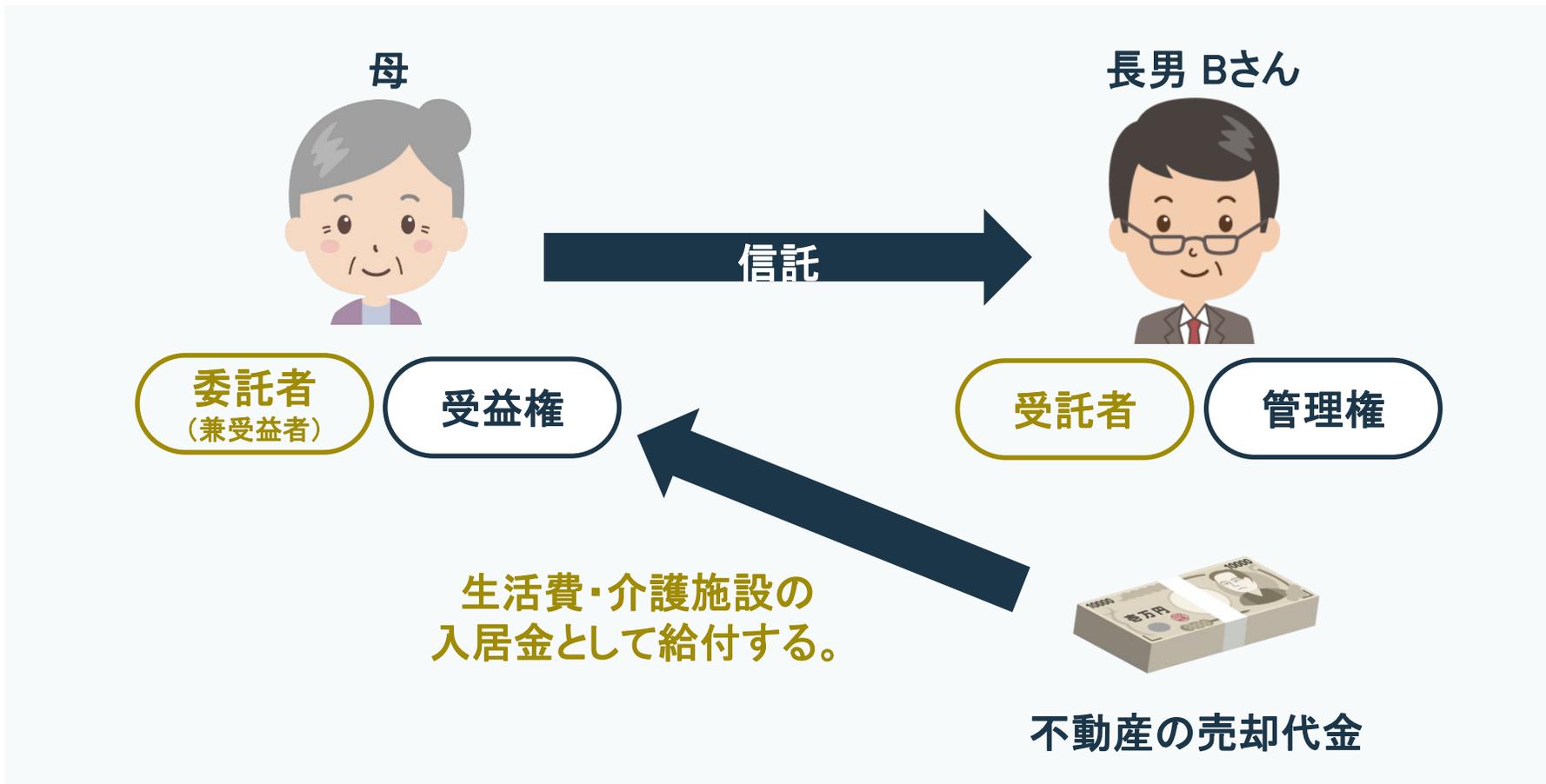
売却、賃貸、管理はすべて受託者である息子が行います。
不動産の居住権や、不動産を賃貸、売却した際の利益は、受益権を持つ母親に帰属します。



2. 認知症対策としての民事信託

③信託した不動産の売却後

売却代金は、信託財産として、息子が母親のために管理します。息子は、信託契約に定める方法のとおり財産を管理する必要があります。



2. 認知症対策としての民事信託

④信託終了時(お母様の相続発生時)

残った財産については、通常のご相続と同じです。



Point

信託契約に信託財産の承継先(相続する者)を定めることにより、
遺言の代わりとなる！

3. 民事信託の活用事例

CASE. 1

高齢者不動産オーナーの認知症対策

「民事信託」を用いた場合に実現できること

1.

母親が認知症となった後も**受託者の判断で不動産の売却ができる。**

2.

信託された金銭や不動産の売却によって生じた金銭は、**受託者の判断により母親の施設入居費用、生活費、介護費用のために給付、使用することができる。**

3.

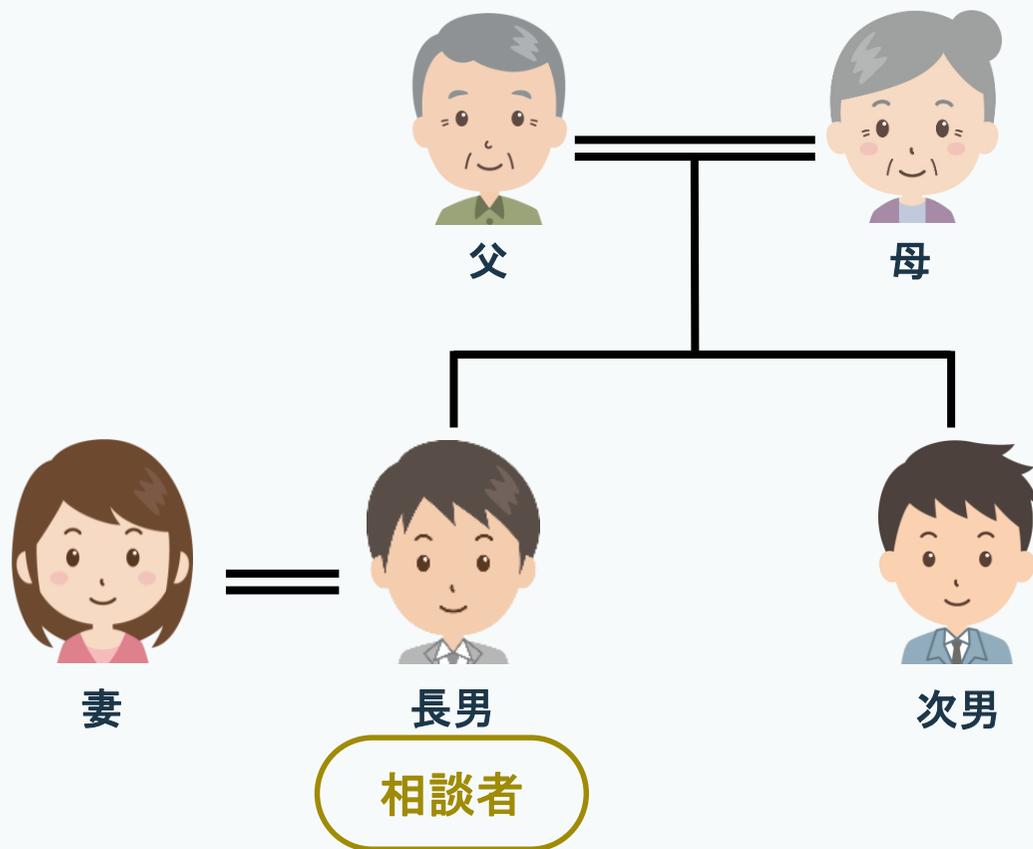
信託契約の中で財産をどのように承継させるかを定めることができる(=**遺言と同じ効果がある**)

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

父親の介護費用の問題



某駅から歩いて5分ほどの立地。土地約100坪に家屋が建っている。現在は父・母と長男の私、そして妻の4人暮らしである（私と妻の間には、長男、長女がいるが2人とも独立している）。父はまだ健常だが、以前と比べだいぶ衰えてきており、先日、病院から退院してきたばかり。在宅介護の負担を考えると、近々介護施設に入居するかもしれない。

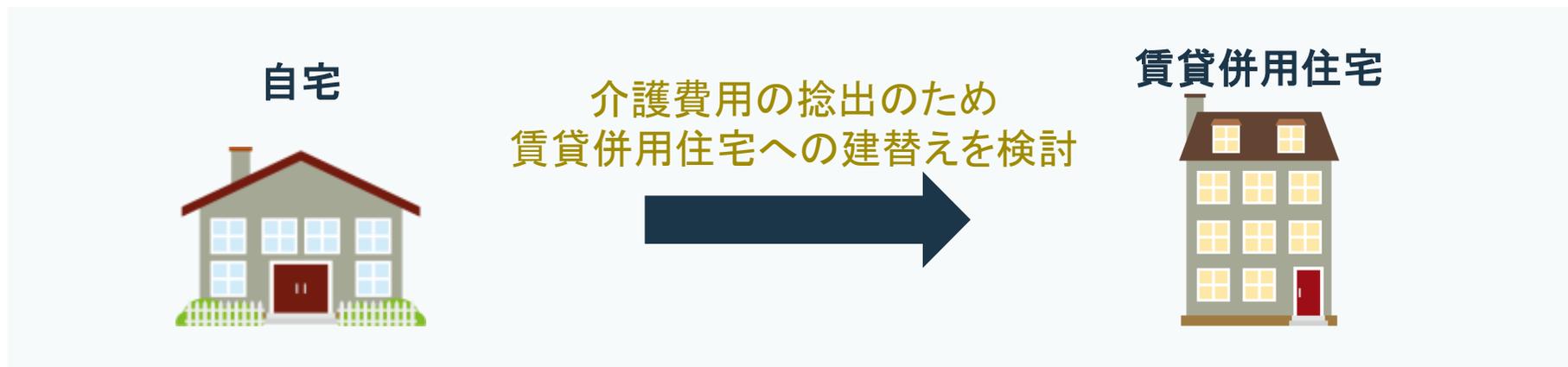
今後介護施設に入居するのであれば、入居一時金等や毎月の家賃でお金が必要になるだろう（年金では賄いきれない額になる）。

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

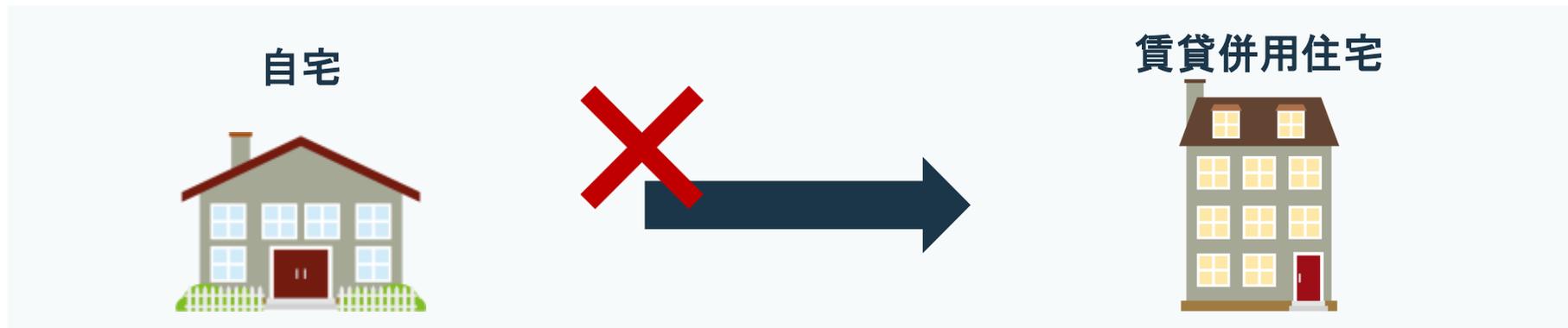
自宅は築40年以上でかなり老朽化しており、**そろそろ建替えを検討している**。
知り合いから紹介を受けたハウスメーカーの担当者に話を聞いたところ、
介護費用の捻出のため、賃貸併用住宅（一部を自宅にして残りは賃貸で貸し出す。）に
建替えるがよいのではないかと提案を受けた。
その後、ハウスメーカーの担当者と何度か打ち合わせをし、
だいたイメージも固まってきた。



3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策



問題点

父親が認知症となり判断能力を無くした場合、建替えにかかる一連の手続き(例を参照)が出来ず、建替えが出来なくなる。

→実際に建築計画～竣工までは1年以上かかることも・・・。

例) 自宅の解体に伴う請負契約、建替えにかかる建築契約
銀行から融資を受ける際の金銭消費貸借契約、担保設定契約

色々相談した結果、今後の管理を考えると後見制度ではなく、**民事信託**を活用した方がいいという結論になった。

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

1. 建て替える予定のご自宅を信託する。



対策

父親が元気なうちに「民事信託」を利用して、
不動産の建替えにかかる一連の契約を受託者で出来るようにしておく。

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

2. 建て替えにかかる各種手続きを進めていく。



Point

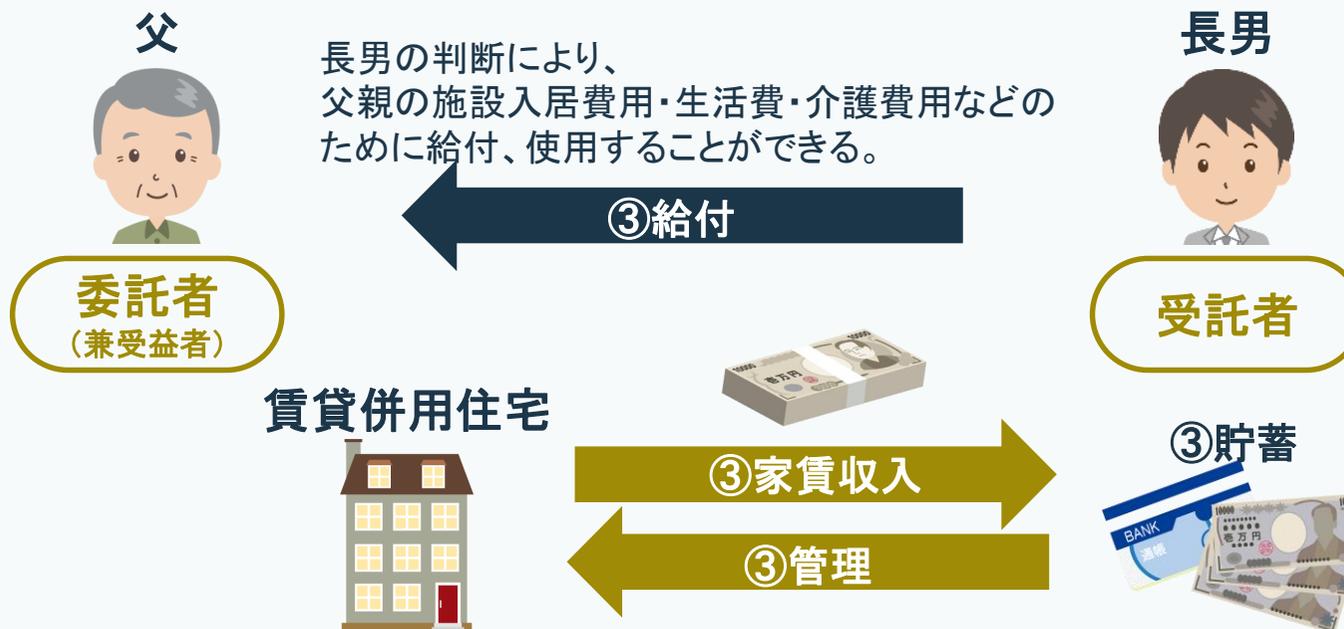
長男(=受託者)が建替えにかかる一連の手続きをすることが出来る。

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

3. 建て替え後の賃貸併用住宅の管理は長男が行う。



Point

家賃は長男が受取り、長男が管理する**信託用の口座**で父親のために貯蓄・管理していく

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

4. お父様がお亡くなりになった後は、
信託契約に定めたとおりに財産が承継(相続)される。



Point

信託契約に財産の承継先(相続する者)を定めることにより、
遺言の代わりになる。

3. 民事信託の活用事例

CASE.2

高齢者不動産オーナーの認知症対策

「民事信託」を用いた場合に実現できること

1.

父親が認知症となった後も受託者の判断でご自宅の建替え、その後の賃貸併用住宅管理ができる。

2.

信託された金銭やアパートからの家賃は、受託者の判断により父親の施設入居費用、生活費、介護費用のために給付、使用することができる。

3.

信託契約の中で財産をどのように承継させるかを定めることができる(=遺言と同じ効果がある)

4

民事信託の諸費用

4. 民事信託の諸費用

民事信託組成サポート料金表

信託財産の価額 (不動産の場合、固定資産評価額で計算)	信託組成報酬 (相談・信託契約作成・締結・口座開設等)
1億以下の部分	1.0% ※3,000万以下の場合、最低額33万円(税込)
1億円超3億円以下の部分	0.5%
3億円超5億円以下の部分	0.3%
5億円超の部分	0.2%
信託契約締結サポート費用	1通:110,000円(税込)

4. 民事信託の諸費用

公証人に支払う費用

法律行為に係る証書作成の手数料	
目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	1,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに1,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに8,000円を加算

※公証人が出張する場合、別途日当(1日2万円、4時間まで1万円)が必要となります。

4. 民事信託の諸費用

コスト比較①

【例】以下の資産の場合のコスト比較(あくまで目安の概算値です)

- ・預貯金:2,500万円
- ・ご自宅:2,500万円

サービス種類	A銀行の遺言信託	B銀行の遺言信託	民事信託	成年後見
費用	257.4万円	244.2万円	10万円	308万円
費用内訳	<ul style="list-style-type: none">・遺言作成 121万円・遺言保管(10年) 7,260円/年・遺言執行 121万円・公正証書作成 7万8,100円	<ul style="list-style-type: none">・遺言作成 121万円・遺言保管(10年) 6,050円/年・遺言執行 108.9万円・公正証書作成 7万8,100円	<ul style="list-style-type: none">・信託組成報酬他 72.6万円・不動産名義書換 18万1,500円・公正証書作成 6.6万円・登録免許税 1万円	<ul style="list-style-type: none">・基本報酬 (4.4万円×12カ月×5年)264万円・付加報酬 44万円~77万円

4. 民事信託の諸費用

コスト比較②

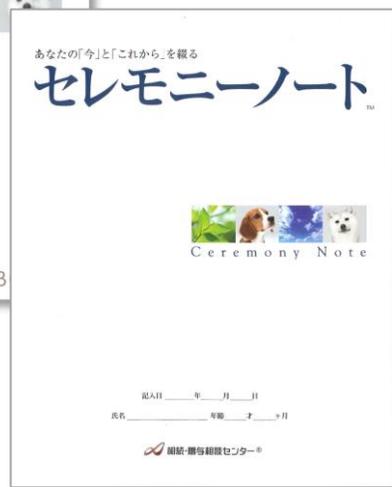
【例】以下の資産の場合のコスト比較(あくまで目安の概算値です)

- ・預貯金: 5,000万円
- ・ご自宅: 5,000万円

サービス種類	A銀行の遺言信託	B銀行の遺言信託	民事信託	成年後見
費用	344.3万円	333.3万円	184.8万円	598.4万円
費用内訳	<ul style="list-style-type: none">・遺言作成 18.8万円・遺言保管(10年) 7,128円/年・遺言執行 207.9万円・公正証書作成 1万円	<ul style="list-style-type: none">・遺言作成 18.8万円・遺言保管(10年) 5,940円/年・遺言執行 198万円・公正証書作成 1万円	<ul style="list-style-type: none">・信託組成報酬他 133.1万円・不動産名義書換 18万1,500円・公正証書作成 1万円・登録免許税 22万円	<ul style="list-style-type: none">・基本報酬 (6.6万円×12カ月×7年) 554.4万円・付加報酬 44万円~77万円

アイリス相続クラブのご案内

相続・事業承継のメールマガジンや無料財産診断券、
小冊子プレゼントなどさまざまな特典を無料でご利用頂けます。
ご希望の方は、アンケートにチェックをお願いします。



お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所



03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人